

# 訪問リハビリテーション利用料金表

(訪問リハビリテーション 国府)

令和6年6月1日現在

〈基本利用料〉 ※基本利用料については介護保険負担割合証の1割負担相当分の表示

区分	1回につき	内 容
介護度1	308 円	20分間リハビリテーションを行った場合に1回として算定します
介護度2		
介護度3		
介護度4		
介護度5		

〈各種加算 (サービスの実施に伴い、上記利用料に加算されます)〉

区 分	費 用	内 容
小規模事業所加算		別に厚生労働大臣が別に定める施設基準に適合した場合に、基本利用料の100分の10に相当する金額
中山間地域等提供加算		別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービスを行った場合に、基本利用料の100分の5に相当する金額
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	※下記の基準に適合していない場合に減算 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	※虐待の発生又はその再発を防止するための下記の措置が講じられていない場合に減算 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・虐待の防止のための指針を整備すること ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
短期集中リハビリテーション実施加算	200 円 (1日につき)	退院・退所直後(注参照)又は、初めて要支援認定を受けた利用者で、在宅での日常生活活動の自立性を向上させるため、集中的にリハビリを実施した場合で、1週につき、概ね2日以上、1日あたり20分以上の実施の場合(退院・退所・認定日から3月以内)
リハビリテーションマネジメント加算イ	180 円 (1月につき)	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の職員が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、リハビリテーション会議を3月に1回以上開催し、当該リハビリテーション計画についてリハビリ職員が利用者又は家族に説明、同意を得て医師に報告し、又、利用者宅を訪問し、その他居宅サービス従事者又は家族に対し、介護指導及び助言を実施した場合
ロ	213 円 (1月につき)	(A)イの要件に加え、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合

	上記に加えて 270円 (1月につき)	医師が利用者またはその家族に説明した場合
計画診療未実施減算	▲50円 (1回につき)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算	240円 (1日につき)	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から3ヶ月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行うこと
口腔連携強化加算	50円 (1月1回に限り)	事業所の従事者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合
退院時共同指導 加算	600円 (1回につき)	退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行ったことを評価する新たな加算
移行支援加算	17円 (1日につき)	移行支援加算の基準に適合し、利用者の通所介護事業所等への移行等を支援した場合
サービス提供体制 強化加算(I)	6円	勤続7年以上の者が1人以上配置されている場合
(II)	3円	勤続3年以上の者が1人以上配置されている場合

(注) 退院・退所とは、原因となった疾患等の治療等のため入院されていた医療機関（病院、診療所）又は介護保健施設（他の介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型施設）の退院、退所を指します。

#### 〈その他の料金〉

区 分	料金(日額)	備 考
文 書 料 1 通当たり (消費税含む)	3,300円	補装具・車椅子交付・修理意見書
	550円	文書等（写し） 領収書（写し）

#### 〈キャンセル料〉

連絡の時期	キャンセル料	備 考
サービス利用開始日の前々日まで	いただきません。	容体急変の場合等は いただきません。
サービス利用開始日の前日まで	基本料金の1割負担相当分の50%の額 ×1日分	
サービス利用開始日の当日	基本料金の1割負担相当分の額×1日分	